1 令和6年4月の雇用失業情勢について

(職業安定部職業安定課)

有効求人数 41,220人 対前月比 1.0%増(2か月ぶりの増加)

有効求職者数 34,024人 対前月比 0.3%減(2か月連続の減少)

有効求人倍率 1.21 倍 前月比 0.01 ポイント増加

※ 数値は季節調整値

2 新規高等学校卒業予定者に係る求人受付開始について

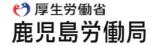
(職業安定部訓練課)

令和6年6月1日(土)から高校求人の受付を開始します。

3 労働保険の年度更新

(総務部 労働保険徴収室)

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新(申告・納付)は6月3日から7月 10日までです。



鹿児島労働局発表 令和6年5月31日(金) 鹿 児 島 労 働 局 職 業 安 定 部 職 業 安 定 課 長 右田 裕幸 地方労働市場情報官 桑畑 千恵子 TEL. 099 (219)8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和6年4月分)の概要について ~有効求人倍率は、1.21倍と、前月を0.01P上回った~

4月の概要

県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや 弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

〇有効求人倍率の状況

- •有効求人倍率(季節調整値) 1.21倍 前月より0.01ポイント増加(2か月ぶりの増加) (P5参照)
 - ・全国では30番目。九州では、大分県、佐賀県、宮崎県、熊本県に次ぎ、福岡県と同率で5番目。
 - ・〔全国〕 有効求人倍率(季節調整値) 1.26倍 前月より0.02ポイント減少
- **有効求人数**(季節調整値) **41,220人 前月より1.0%増加**(2か月ぶりの増加)
- ·有効求職者数(季節調整値) 34, 024人 前月より0.3%減少(2か月連続の減少)
 - ・就業地別有効求人倍率(季節調整値)1.31倍 前月より0.02ポイント増加 ※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。 「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

〇新規求人・求職の状況

- -新規求人倍率(季節調整値) 2.15倍 前月より0.03ポイント増加(2か月連続の増加) (P5参照)
- 新規求人数(原数値) 14,765人 <u>前年同月より6.0%増加</u>(14か月ぶりの増加) (P5参照)

主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種・・・・運輸・郵便業(14.4%増)、卸売業・小売業(34.0%増)、

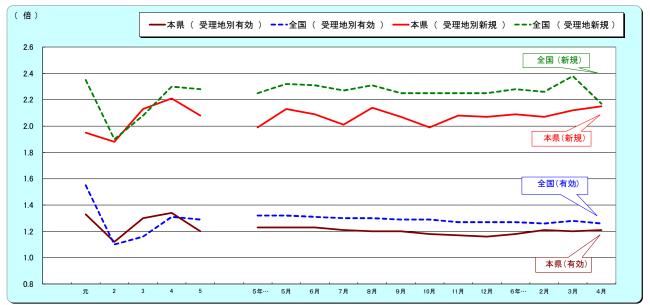
宿泊業・飲食サービス業(8.4%増)、医療・福祉(1.7%増)、

減少した業種・・・・・建設業(1.5%減)、製造業(5.0%減)、

サービス業(他に分類されないもの)(4.1%減)

•新規求職申込件数(原数値) **9,380人** 前年同月より1.6%減少(4か月連続の減少) (P6参照)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



求人	\倍 ³	率	元 年度	2	3	4	5
	受理	本県	1.33	1.12	1.30	1.34	1.20
有効	地別	全国	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29
	就業地別	本県	1.42	1.18	1.36	1.43	1.30
	受理	本県	1.95	1.88	2.13	2.21	2.08
新規	地別	全国	2.35	1.90	2.08	2.30	2.28
	就業 地別	本県	2.08	1.97	2.24	2.36	2.25

5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年 1月	2月	3月	4月
1.23	1.23	1.23	1.21	1.20	1.20	1.18	1.17	1.16	1.18	1.21	1.20	1.21
1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26
1.33	1.33	1.32	1.31	1.29	1.29	1.28	1.27	1.26	1.28	1.30	1.29	1.31
1.99	2.13	2.09	2.01	2.14	2.07	1.99	2.08	2.07	2.09	2.07	2.12	2.15
2.25	2.32	2.31	2.27	2.31	2.25	2.25	2.25	2.25	2.28	2.26	2.38	2.17
2.13	2.28	2.28	2.18	2.28	2.26	2.18	2.26	2.22	2.29	2.24	2.25	2.32

*5年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が14か月ぶりに前年同月を上回った一方、有効求人数は14か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%) 令和6年 令和5年度 (月平均) 1月 2月 3月 4月 新規求人数 ※ 14,295 **▲** 7.7 15,009 **▲** 7.6 16,253 13,480 **▲** 10.2 14,765 6.0 **▲** 1.5 D 建設業 1,390 **▲** 7.9 1,393 **▲** 9.4 1,454 **▲** 2.5 1,426 **▲** 5.2 1,421 **▲** 1.5 E 製造業 **▲** 24.8 1,230 **▲** 25.4 1,053 1,273 **▲** 5.0 1,148 **▲** 33.5 982 **▲** 17.9 H 運輸業、郵便業 565 **▲** 3.8 586 5.0 509 **▲** 10.1 581 **▲** 5.2 635 (14.4)卸売業、小売業 1,903 **▲** 7.6 1,759 **▲** 9.0 2,145 8.3 1,684 **▲** 12.4 2,268 (34.0)M 宿泊業、飲食 サービス業 908 **▲** 10.7 1,109 14.9 960 **▲** 6.6 690 **▲** 38.3 956 8.4 医療、福祉 4,756 **▲** 2.3 5,053 **▲** 2.6 5,044 **▲** 1.6 4,620 **▲** 3.8 4,843 (1.7)サービス業(他に 分類されないもの) 1,364 **▲** 8.2 1,427 **▲** 2.7 1,630 **▲** 0.3 1,200 **▲** 16.1 1,315 $(\blacktriangle4.1)$

有効求人数 41,415 ▲ 7.1 41,342 ▲ 8.5 43,989 ▲ 5.0 42,782 ▲ 6.3 41,715 ▲ 1.6

[※]求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

⁽注)令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したも 令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数が4か月連続で前年同月を下回り、有効求職者数は2か月ぶりに前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

		令和5	5年度				令和	16年		<u>→口作喇(み、月月~</u>	
		(月平	区均)	1.	月	2.	月	3	月	4	月
新規求	職申込件数	6,880	▲ 1.9	7,394	▲ 0.8	7,378	▲ 5.4	7,126	▲ 10.6	9,380	▲ 1.6
4.	4歳以下	3,164	▲ 5.9	3,347	▲ 6.2	3,153	▲ 9.1	3,187	▲ 14.4	3,983	▲ 6.3
	うち34歳以下	1,850	▲ 7.2	1,868	▲ 7.4	1,763	▲ 10.0	1,858	▲ 18.8	2,370	▲ 6.2
4	5歳以上	3,716	1.9	4,047	4.0	4,225	▲ 2.4	3,939	▲ 7.2	5,397	2.2
	うち55歳以上	2,445	3.5	2,667	6.4	2,770	0.5	2,670	▲ 2.7	3,871	4.3
	うち65歳以上	1,122	5.5	1,272	15.0	1,223	2.6	1,256	▲ 3.9	2,013	8.4
	I用保険受給 格決定件数	1,975	2.7	1,844	▲ 1.1	1,713	▲ 3.1	1,737	▲ 9.6	2,860	▲ 4.2
有効求	職者数	34,490	3.7	32,634	3.4	33,958	1.6	34,773	▲ 0.2	36,310	0.5
4	4歳以下	15,479	0.6	14,684	0.0	14,968	▲ 1.9	15,219	▲ 3.6	15,628	▲ 3.1
	うち34歳以下	9,193	0.6	8,578	▲ 0.5	8,716	▲ 1.6	8,904	▲ 4.2	9,233	▲ 3.8
4	5歳以上	19,011	6.4	17,950	6.5	18,990	4.6	19,554	2.6	20,682	3.3
	うち55歳以上	12,506	8.1	11,719	8.4	12,384	6.1	12,931	5.3	14,026	5.3
	うち65歳以上	5,126	10.9	4,792	15.0	5,155	12.3	5,566	10.0	6,401	10.4
雇実	[用保険受給者 [人員	6,657	6.1	6,291	4.6	5,903	2.4	5,520	▲ 1.7	5,992	5.8

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

在職求職者、無業求職者が前年同月を上回った一方、離職求職者は3か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

			令和5	5年度				令和	16年		オ /口 作則 (み 、 月) ・	
			(月平	区均)	1,	月	2.	月	3	月	4	月
新規	見求耶	戦申込件数	6,833	▲ 1.8	7,358	▲ 0.7	7,354	▲ 5.1	7,096	▲ 10.5	9,340	▲ 1.6
	在耶	微求職者	1,852	▲ 7.1	2,324	▲ 0.4	2,699	▲ 4.3	2,302	▲ 10.6	1,685	2.7
	離耶	戦求職者	4,354	1.3	4,458	0.6	4,006	▲ 5.4	4,064	▲ 10.0	6,873	▲ 3.0
		うち事業主都合	882	9.1	725	4.8	727	1.7	788	▲ 11.9	1,873	0.6
		うち自己都合	3,251	0.0	3,530	0.2	3,082	▲ 6.4	3,089	▲ 9.1	4,513	▲ 3.5
	無美	美求職者	626	▲ 5.5	576	▲ 11.0	649	▲ 6.8	730	▲ 12.8	782	2.4

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、44歳以下の年齢層で前年同月を下回った一方、45歳以上の年齢層で前年同月を上回った。

3日右欄け 前年同日比(%)

		令和5	5年度				令和	16年			
		(月平	Z均)	1	月	2	月	3	月	4	月
就職件	<u></u> 数	2,373	▲ 5.8	1,991	2.6	2,681	▲ 9.1	3,091	▲ 16.4	2,746	▲ 0.9
44	歳以下	1,117	▲ 10.5	931	▲ 3.1	1,171	▲ 13.0	1,336	▲ 22.0	1,248	▲ 3.2
	うち34歳以下	617	▲ 10.0	505	▲ 4.0	586	▲ 15.3	713	▲ 18.2	676	▲ 6.4
45	歳以上	1,256	▲ 1.1	1,060	8.3	1,510	▲ 5.8	1,755	▲ 11.6	1,498	1.1
	うち55歳以上	729	0.6	644	13.8	897	▲ 7.0	1,016	▲ 9.4	912	3.8
	うち65歳以上	249	8.1	234	45.3	298	4.2	321	▲ 10.6	384	12.9
雇戶	用保険受給者	678	▲ 1.8	573	5.9	643	▲ 6.5	743	▲ 12.7	663	0.5

5.正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、14か月ぶりに前年同月を上回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和:	5年度				令和	16年			
	(月至	区均)	1.	月	2,	月	3,	月	4.	月
正社員新規求人数	7,153	▲ 3.7	7,532	▲ 3.9	7,491	▲ 0.5	7,112	▲ 2.5	7,604	8.5
新規求人数に占める割合	50.0%	2.0	50.2%	2.0	46.1%	0.5	52.8%	4.2	51.5%	1.2
正社員有効求人倍率	1.08	▲ 0.06	1.14	▲ 0.06	1.13	▲ 0.02	1.11	0.00	1.07	0.03
全 国	1.02	0.01	1.05	▲ 0.04	1.04	▲ 0.02	1.01	▲ 0.01	0.96	▲ 0.02
正社員有効求人数	20,944	▲ 3.2	21,187	▲ 3.2	21,654	▲ 1.3	21,606	▲ 1.4	21,568	2.2
有効求人数に占める割合	50.6%	2.0	51.2%	2.8	49.2%	1.8	50.5%	2.5	51.7%	1.9
正社員有効求職者数(※)	19,390	1.8	18,573	2.0	19,171	0.7	19,506	▲ 1.5	20,087	▲ 0.6
有効求職者に占める割合	56.2%	▲ 1.1	56.9%	▲ 0.8	56.5%	▲ 0.5	56.1%	▲ 0.8	55.3%	▲ 0.6

(※)正社員有効求職者数・・・・パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6.令和6年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	力	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和5年4月	1.25	1.53	0.99	1.12	1.24	1.05	1.01	1.12	0.83	1.36	1.30	1.11	1.14	1.17
5月	1.23	1.56	0.89	1.14	1.22	1.03	0.92	1.04	0.79	1.33	1.26	1.03	1.14	1.14
6月	1.22	1.43	0.91	1.11	1.26	1.04	0.90	1.08	0.81	1.37	1.30	1.05	1.14	1.15
7月	1.22	1.39	0.93	1.19	1.31	1.08	0.94	1.10	0.87	1.38	1.27	1.10	1.16	1.17
8月	1.25	1.36	0.84	1.13	1.30	1.03	0.98	1.10	0.85	1.35	1.20	1.13	1.16	1.16
9月	1.23	1.69	0.85	1.06	1.32	1.01	0.95	1.15	0.92	1.48	1.22	1.11	1.22	1.16
10月	1.25	1.87	0.88	0.98	1.37	1.03	0.92	1.21	0.95	1.48	1.29	1.15	1.13	1.19
11月	1.25	2.07	0.87	1.06	1.46	1.09	0.88	1.21	0.99	1.52	1.25	1.22	1.17	1.21
12月	1.31	2.19	0.94	1.12	1.49	1.13	1.01	1.29	1.02	1.65	1.33	1.46	1.21	1.28
令和6年1月	1.30	2.02	0.93	1.11	1.48	1.17	1.05	1.23	1.01	1.37	1.30	1.42	1.23	1.27
2月	1.33	2.18	1.02	1.09	1.50	1.15	1.09	1.31	0.99	1.39	1.27	1.61	1.31	1.30
3月	1.28	1.98	0.99	1.05	1.38	1.11	0.97	1.26	0.93	1.33	1.23	1.35	1.20	1.23
4月	1.21	1.90	0.94	0.96	1.28	1.01	0.85	1.14	0.86	1.34	1.14	1.20	1.14	1.15

〈用語の解説〉

ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。 ○新規求人数・・・・・

○有効求人数・・・・・・ 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。

○新規求職申込件数・・・・・・ ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワーク

インターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。

〇有効求職者数・・・・・ 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」

〇求 人 倍 率 …… 求職者数に対する求人数の割合。

求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、 実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。

⇒新規求人倍率・・・ 「新規求人数」: 「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。

「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。 ⇒有効求人倍率・・・

⇒正社員有効求人倍率・「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。

ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、

厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

○季節調整値・・・・・ 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。

求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。

そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要が

あり、この季節変動の除去を「季節調整」という。

毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。

○原数値・・・・・ 実際の数値(季節調整前の数値)。

〇就 職 件 数 · · · · ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、

オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された

件数の合計。

パートタイム以外のものをいう。 o-般----

0パ ー ト・・・・・ パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の

所定労働時間に比べて短いものをいう。

〇常 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの 用-----

(季節労働を除く)。

〇正 社 員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

> (注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに 来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に

直接応募した就職件数等が含まれている。

新規高等学校卒業予定者に係る 求人の受付を開始します

高校生用の求人受付を6月1日(土)から開始します。

高校生の就職活動では、採用選考が開始される9月16日に向けて、 夏休み期間中の三者面談等を通じて応募先を検討します。このため 検討の対象となるには、早期の求人提出が必要です。

県内企業の皆さまには、人材確保の観点と高校生が様々な選択肢のもと応募先を決定できるよう、早期の求人提出をお願いします。

将来を担う人材を確保するには、職場定着に向けた雇用管理の改善や働き方改革の推進による働きやすい職場環境づくりを進めるなど、企業の魅力を高めることも重要となります。

鹿児島労働局では、合同企業説明会の開催や労働局ホームページにおいて高校生向け企業情報 PR 動画を掲載するなど、高校生に県内企業の魅力を知ってもらう取組を進めることとしています。企業情報 PR 動画の募集も行っていますので、求人提出と併せてお申し込みください。

(職業安定部 訓練課)

事業主の皆さまへ

早期の高卒求人提出をお願いします!



「自己方改革」で 企業の魅力UP!

鹿児島の将来のため、 一人でも多くの新卒者を県内就職へ!!

0	高卒求人は6月中の提出がポイントです!
	【令和7年3月新規高等学校卒業予定者の採用選考スケジュール】
0	①ハローワークでの求人受付 6月1日から
0	②企業から学校への求人提出 7月1日から
Ū	③学校から企業への推薦開始 9月5日から
\bigcirc	④企業での採用選考・内定開始 9月16日から
0	高校生の就職活動では、採用選考が開始される9月16日に向けて、夏休み期間
	の三者面談等を通じて応募先を検討します。このため、検討の対象となるには、
O	早期の求人提出が必要です。
\bigcirc	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年は地元志向が見直されています
	が、今後は人材の県外流出が強まることも懸念されます。将来を担う若者に地元
0	で暮らし働くことの魅力をPRするため、働きやすく風通しのよい職場づくりも
	同時に進めていただくようお願いします。
O	※求人票の作成には一定期間を要しますので、求人のお申込みは期間に余裕をもって行っていただくようお願いします。 (6月下旬にお申込みいただいた求人は、7月1日に求人票の返戻ができない場合があります。)

学卒求人に関するお問合せ・お申込みは管轄のハローワークまで

新規高校卒業生の採用をお考えの事業主の皆さまへ

高校生向け 企業PR 動

企業の魅力を高校建にアピールしませんか?







YouTube で鹿児島県の高校生へ企業情報を公開します!

- 企業の経営理念・採用方針・職場の雰囲気を発信
- 鹿児島県の高校生に地元企業の魅力をアピール







前回までの提供動画より抜粋

- □ 動画時間は、5分程度(最大10分)とします。
- 動画は、鹿児島労働局ホームページや鹿児島労働局新卒応援・ハロトレ情報 YouTube チャンネルにおいて一般配信されます。
- 動画の内容については企業にお任せしますが、高校生が企業訪問をしているような イメージで作成をお願いします。
- 動画は、企業による撮影(既存の動画を含む)にて提供 願います。
- □ お申し込みは、裏面の申込書と動画データを郵送または窓口へご提供ください。
- □ 動画の受付後、7月1日より随時公開させていただきます。

お問い合わせは各八ローワークまで

動画掲載先はこちら



鹿児島労働局ホームページ

ぐ)厚生労働省・鹿児島労働局・ハローワーク

「高校生向け企業PR動画」掲載申込書

鹿児島労働局職業安定部訓練課 宛

〒892-0847

原児島市西千石町1−1鹿児島西千石第一生命ビル1階 「EL:099−219−8711
-mail: kunrenka46kgsm@mhlw.go.jp
「高校生向け企業PR動画」への動画掲載を希望します。 ※確認事項として、該当箇所の□にチェックをお願いします。
①□前回と同じ動画を希望(以下☑不要) □新規動画を提供→②に進む
②動画提供メディア □ D V D □ U S B □ その他() ※動画のファイル形式については「M P 4 」ファイル形式でご提供ください
③提出後のメディアの返却 □希望 □希望しない(鹿児島労働局にて責任を持って破棄いたします)
④提出方法□郵送□持参□その他()
⑤提出動画について □著作権・肖像権に触れる等、動画提供サイトにて視聴できない動画(※)ではありません (※動画のBGMに著作権に触れる音楽を流す等) □YouTubeの複数チャンネルで重複投稿となる動画ではありません。
提供動画は、鹿児島労働局ホームページやYouTubeチャンネルで一般公開します。
事業所名:
担当者名:
連 絡 先:

鹿児島労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和6年5月31日(金)

【照会先】

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

 室
 長
 松山
 雅彦

 適
 用
 係
 太田
 泰降

電話 099-223-8276

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新(申告・納付)は6月3日から7月10日までです

労働保険は、労働者の仕事中または通勤途中の負傷や疾病などに対して行う保険給付、 労働者が失業したときや就職促進のための給付、雇用調整助成金など事業主に対して行う 各種助成金など、労働局の取組を財政面から支えるものです。

令和6年度の労災保険の保険率、労務費率は、一部の業種において変更されています。 雇用保険料率については、変更ありません。

労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。

なお、審査業務の一部を外部委託しているため、申告内容について受託業者から問い合わせをすることがあります。

また、行政コストの削減及び「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)により、外部会場を設けての受付は行いませんので、積極的な電子申請のご利用又は郵送による提出をお願いします。

詳細は、労働局労働保険徴収室又はお近くの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。



5.39~7.10%

- ●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●□座振替による納付が便利です。
- ●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索



労災保険の料率が変わります

令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお 願いします。

1. 労災保険率の改定

(令和6年4月1日改定)

· 73% MPX —			(1)/1104-7/	
事業の種類の分類	番号	事業の種類	労 災 保 新	· 険率 旧
林業	02 · 03	林業	52/1,000	60/1,000
	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	18/1,000	18/1,000
炽 表	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	38/1,000
	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	88/1,000	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000	16/1,000
鉱業	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000	49/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000	26/1,000
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000	62/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000	9/1,000
建設事業	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	9/1,000
建议学未	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	9.5/1,000	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	6.5/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000	15/1,000
	41	食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000	6.5/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000	18/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000	26/1,000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	6.5/1,000	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000	7/1,000
製造業	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く)	5/1,000	5.5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	9/1,000	10/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く)	6.5/1,000	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000	7/1,000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理 業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	5/1,000	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く)	4/1,000	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く)	2.5/1,000	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	3.5/1,000
	61	その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000
	71	交通運輸事業	4/1,000	4/1,000
運輸業	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	8.5/1,000	9/1,000
注 制未	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く)	9/1,000	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000	13/1,000
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3/1,000
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000
スの他の車業	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	6.5/1,000
その他の事業	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000



2. 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に 使用する労務費率は、以下のように改定します。 (令和6年4月1日改定)

事業の種類の分類	番号	事業の	請負金額に	乗ずる率			
争未の住税の万税	田勺	要素の	子来 0 · 但 从				
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業		19%	19%		
	32	道路新設事業		19%	19%		
	33	舗装工事業		17%	17%		
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	24%			
建設事業	35	建築事業(既設建築物設備工事業を関	23%	23%			
	38	既設建築物設備工事業		23%	23%		
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	38%	38%		
	30		その他のもの	21%	21%		
	37	その他の建設事業		23%	24%		

3. 第2種特別加入保険料率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業又は作業	声 类 豆 <i>比 </i>	第2種特別加	11入保険料率
の種類の番号	事業又は作業の種類	新	旧
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災則」という) 第46条の17第1号の事業 (個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の 事業)	11/1,000	12/1,000
特 2	労災則第46条の17第2号の事業 (建設業の一人親方)	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業 (漁船による自営業者)	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業 (林業の一人親方)	52/1,000	52/1,000
特 5	労災則第46条の17第5号の事業 (医薬品の配置販売業者)	6/1,000	7/1,000
特 6	労災則第46条の17第6号の事業 (再生資源取扱業者)	14/1,000	14/1,000
特 7	労災則第46条の17第7号の事業 (船員法第1条に規定する船員が行う事業)	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業 (柔道整復師)	3/1,000	3/1,000
特 9	労災則第46条の17第9号の事業 (創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者)	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業 (あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師)	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業 (歯科技工士)	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号口の作業 (指定農業機械作業従事者)	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号イの作業 (職場適応訓練受講者)	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業 (金属等の加工、洋食器加工作業)	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号八の作業 (履物等の加工の作業)	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号二の作業 (陶磁器製造の作業)	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ホの作業 (動力機械による作業)	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第3号への作業 (仏壇、食器の加工の作業)	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第2号口の作業 (事業主団体等委託訓練従事者)	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号イの作業 (特定農作業従事者)	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業 (労働組合等常勤役員)	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業 (介護作業従事者及び家事支援従事者)	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業 (芸能関係作業従事者)	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業 (アニメーション制作作業従事者)	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業 (情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者)	3/1,000	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率(海外で行われる事業に派遣される労働者等)はこれまでと同様 **3/1,000**で改定はありません。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ : 労働保険制度(制度紹介・手続き案内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html



オンライン化の大皮を一緒に乗りこなそう

労働保険はデースに対して

無料で初期設定をお手伝いします。

※詳しくは裏面へ

GビスIDなら 電子証明書なしで 労働保険年度更新が

可能!

※詳しくは下記特設サイトへ

イメージキャラクター: ペパレス執事 労働保険料の納付は、電子納付が便利です。

いつでもどこでも手続可能! カンタン・スピーディーに申請! ムダな時間やコストも削減!

ガブリエル<ん

令和2年4月から特定の法人について 電子申請が義務化されました。



労働保険の電子申請に関する詳細は「特設サイト」へ!









詳細確認やお申込みはホームページから! https://denshi-shinsei.jp/





株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

Mail: mail@denshi-shinsei.jp

TEL: 03-6628-2275

労働保険電子申請アドバイザー申込書(FAX用)

フリガナ					
事業場名		担当者名			
TEL		メールアドレス			
労働者数		(担当者)			
フリガナ					< = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
	〒 −	圣 統			(アドバイザー)
住所				予約希望	(セミナー)

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。



FAXでお申し込みの場合は、 上記内容をご記入の上、



